

復興庁 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
183	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支援対策費補助金)の実施主体等の拡大	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支援対策費補助金)の中の「子ども健やか防犯事業」及び「親を亡くした子どもへの相談・援助事業」について、実施主体及び事業者に被災県以外の県に避難者を受け入れる都道府県を加えること	【見直し必要性】平成26年度に創設された「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支援対策費補助金)」における子ども健やか防犯事業は、東日本大震災により被災し仮設住宅で長期間避難生活を余儀なくされている子どもを持つ家庭等に対し防犯指導を行う事業であり、「親を亡くした子どもへの相談・援助事業」は、被災した子どもに対する心身のケアを行うための相談・援助を行う事業である。 前事業はいずれも事業主体は被災県(岩手県、宮城県、福島県)及び被災指定都市(仙台市)内に限定されており、被災児童を受け入れる都道府県では活動することが出来ない。被災県以外に避難されている家庭等では、二重生活による生活費の掛かり戻りや父親の不在による子どもへの影響、親のストレス等多くの問題を抱えている。避難先がどこであろうと避難していても子どもを持つ家庭等や子どもに対する相談・支援を行うことは必要であり、被災県以外でもこの事業が活用できるよう見直しを行う必要がある。  【具体的な支援事例】受入都道府県と被災県は様々な面でお互い連携を図りながら事業を実施しているが、上記事業の実施要綱に基づき被災県以外に避難している子どもや子育て希望者への支援事業を行うためには、実施主体である被災県等が避難先の都道府県等に事業を委託することで可能となる。しかしながら、難外避難者は全国に避難しており避難先の都道府県等に対し、個別に事業委託を行うことは現実的には困難であると考えられる。また、本県には4県から避難されている方がいるが、仮に事業を実施しない県があった場合、避難者として同じ県に避難しているにも関わらず、避難先によって支援サービスが受けられないといった事態が生じる。受入都道府県は避難先としてどのようなサポートを実施している。 【見直しによる効果】受入都道府県の避難者については受入自治体が一事業債を把握していることから、受入都道府県が実施主体及び事業者となることで、避難先がどこであろうと避難している子どもや子育て希望者等に対し等しいサービスの提供が可能となり避難している方々は安心して生活を送ることができる。	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支援対策費補助金)実施要綱	本県には平成26年7月1日現在、母子で避難されている方が109世帯、319名、また、18歳以下の児童・生徒等395名が避難生活を送っている。	厚生労働省 復興庁	秋田県	D 現行規定により対応可能	本事業は東日本大震災復興特別会計を財源としているため、その使途については、被災地域の復旧・復興に直接資するものを基本とすることとされていることから、使途の厳格化を図る観点により、実施主体を被災県(岩手県、宮城県、福島県)、被災指定都市等(仙台市等)及び被災県内市町村に設定しているところである。 しかしながら、運用においては、実施主体の判断により、実施主体以外の自治体の避難者に対しても支援が可能となるよう ・実施主体から避難者のいる自治体への委託 ・実施主体から避難者のいる自治体の民間団体への委託 ・実施主体から委託を受けた民間団体から避難者のいる自治体の民間団体への委託等 被災自治体が実施主体として事業の委託を可能としているところである。	実施主体からの委託による事業が実施可能なことは理解しているが、本県には岩手県、宮城県及び福島県から避難している子ども達がおり、それぞれに支援するためには3県と委託する必要がある。また、被災県にあっては事業を行いたいと考えられる各自治体と委託契約するとすると、かなりの事務量が発生すると思われる。事業の必要性が認められるのであれば、各都道府県が実施できるよう取組む方が効果的ではないか。また、「被災地域の復旧・復興に直接資するものを基本とすることとされていることから、使途の厳格化を図る観点」とされているが、受入都道府県が行う事業については厚生労働省に事業計画書を提出させるなど要綱等を定めることで厳格化は図られると考える。	所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		

## 復興庁 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		経緯結果 (平成26対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋)	対応方針の措置(検討)状況		
	意見	補足資料		区分	回答	※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	備考
183				D 現行規定により対応可能	<p>本事業は東日本大震災復興特別会計を財源としているため、その用途については、被災地域の復旧・復興に直接資するものを基本とすることとされていることから、用途の厳格化を図る観点により、実施主体を被災県(岩手県、宮城県、福島県)、被災指定都市等(仙台市等)及び被災県内市町村に設定しているところである。</p> <p>しかしながら、運用においては、実施主体の判断により、実施主体以外の自治体の避難者に対しても支援が可能となるよう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体から避難者のいる自治体への委託</li> <li>・実施主体から避難者のいる自治体の民間団体への委託</li> <li>・実施主体から委託を受けた民間団体から避難者のいる自治体の民間団体への委託等</li> </ul> <p>被災自治体の実施主体として事業の委託を可能としているところである。</p> <p>なお、厚生労働省から、9月30日付けで各自治体に対し事務連絡を发出し、委託による実施形態等についてあらかじめ周知を図り、事業の積極的な推進について依頼したところである。</p>	<p>6【復興庁】</p> <p>(1)被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(厚生労働省と共管)「子ども健やか訪問事業」等の実施主体を、被災県・被災県内の市町村としている要件について、事業の積極的な活用を図るため、避難者のいる都道府県又は市町村等への委託により実施することができることを周知する。 【措置済み(平成26年9月30日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長総務課通知)】</p>	通知	平成26年9月30日	「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」の推進について(平成26年9月30日付け事務連絡)